

京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正前）	京都市地球温暖化対策条例施行規則（改正後）
<p>（特定建築物の規模）</p> <p>第18条 条例第36条第1項に規定する別に定める建築物は，その床面積（増築の場合にあつては，当該増築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上の建築物とする。ただし，次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 建築基準法第85条第1項に規定する応急仮設建築物</p> <p>(2) 建築基準法第85条第2項に規定する応急仮設建築物又は仮設建築物</p> <p>(3) 建築基準法第85条第5項の規定による許可を受けて建築される同項に規定する仮設建築物</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>附 則 (略) <u>（追加）</u></p>	<p>（特定建築物の規模）</p> <p>第18条 条例第36条第1項に規定する別に定める建築物は，その床面積（増築の場合にあつては，当該増築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上の建築物とする。ただし，次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 建築基準法第85条第1項本文に規定する応急仮設建築物</p> <p>(2) 建築基準法第85条第2項本文に規定する応急仮設建築物又は仮設建築物</p> <p>(3) 建築基準法第85条第5項前段の規定による許可を受けて建築される同項前段に規定する仮設建築物</p> <p><u>(4) 建築基準法第85条第6項前段の規定による許可を受けて建築される同項前段に規定する仮設建築物</u></p> <p>附 則 (略) <u>附 則（平成30年10月26日規則第36号）</u> <u>この規則は，公布の日から施行する。</u></p>